

独自報酬に関するQ&A(令和4年3月9日)

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課

独自報酬対象サービス共通

項目	問	答
算定期間	算定できる期間が限定されているが、期間が満了したことに伴い算定終了する場合も届出が必要か。	算定終了時には届出が必要です。
同一建物等	同一の建物等に居住する利用者等については算定しないこととされたが、具体的な判断基準はあるのか。	各サービスの介護報酬における留意事項通知等で示されている「同一敷地内建物等」や「同一建物」の定義に準じます。
月途中での利用終了	月途中で利用開始・終了した場合は算定対象となるのか。	基本報酬(月額包括報酬)を算定するのであれば独自報酬を算定できます。なお利用者負担に配慮し、利用開始・終了月は算定しないことも可能です。
広報周知活動推進加算	「関係者への広報等の配布」とは具体的にどのようなものか。	例えば、ケアマネジャーへサービスや事業所の状況について説明する書面を配布するといったことが考えられます。また、配布方法は文書によるもののほかメール等による電子媒体を利用したものでも差し支えありません。
広報周知活動推進加算	「医療機関等への直接訪問等による広報周知活動」は他にどのようなものが認められるか。また、医療機関以外にはどのようなものが想定されるか。	直接訪問だけでなく、オンラインでのセミナー開催による事例紹介等も認められます。医療機関以外の広報周知活動の対象として、介護支援専門員などの関係団体や居宅介護支援事業所などの介護サービス事業所及び介護保険施設といった事業理解および利用促進に資する対象が想定されます。
広報周知活動推進加算	「おおむね60分以上」の時間には広報活動のための訪問に要する移動時間を含んでも良いか。	移動時間は含めることができません。なお、60分の算出は、複数回の活動時間の合計時間を用いても差し支えありません。
広報周知活動推進加算	介護・医療連携推進会議、運営推進会議は広報周知活動の対象として認められるか。	広報周知活動の対象として認められません。また、広報周知活動を行った場合、加算要件の「地域との連携等の向上に資することを目的」とする観点から、介護・医療連携推進会議又は運営推進会議において広報周知活動について報告を行うようにしてください。